

岡崎市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（第167条の13で準用する場合を含む。）及び政令第167条の10の2第2項に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事)

第2条 本要領の対象となる建設工事は、総合評価方式による一般競争入札又は指名競争入札に付す建設工事とする。

(調査基準価格)

第3条 政令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき」の基準及び政令第167条の10の2第2項に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次の各号に掲げる割合のうちいずれか低い割合（以下「調査基準割合」という。）を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）未満である場合とする。ただし、調査基準割合が10分の9の場合にあっては、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「入札書比較価格」という。）に10分の9を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とし、調査基準割合が10分の7の場合にあっては、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とする。

(1) 予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額を、予定価格で除して得た割合。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 入札金額が、入札書比較価格に前号の規定により得た割合を乗じて得た額を下回った者がいた場合（下回った者全てが、次条に規定する失格基準に基づき、失格となった場合を除く。）、入札参加者全て（入札金額が入札書比較価格を超える者及び次条に規定する失格基準に基づき失格となった者を除く。）の入札金額を平均した額に10分の9.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、前号の規定により得た割合に10分の9.5を乗じて得た割合に満たない場合は、前号の規定により得た割合に10分の9.5を乗じて得た割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認められる場合は、調査基準割合を10分の9から10分の7の範囲内で定めることができる。

(失格基準)

第4条 入札金額が、入札書比較価格に前条第1項第1号の規定により得た割合を乗じて得た額に10分の9.5を乗じて得た額未満の入札は失格とする。

(予定価格書への記載)

第5条 調査基準価格を算定したときは、予定価格書に当該調査基準価格を記載するものとする。

2 第3条第1項第2号に該当する場合は、低入札価格調査基準価格積算調書を作成し、記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 調査基準価格を設定したときは、入札公告文又は指名通知に調査基準価格を設定している

旨を記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

(入札の執行等)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札を執行する者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第8条 総務部契約課長は、関係職員と協力して、前条の入札が行われた場合において、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条に規定する数値の最高の者が調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした場合、当該申込みに係る価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号に掲げる内容により、当該入札者からの事情聴取、関係書類の提出及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。ただし、特別簡易型総合評価方式による一般競争入札又は指名競争入札に付す建設工事（以下「特別簡易型対象工事」という。）の場合は、当該入札者からの事情聴取による調査を行わないことができる。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 手持工事の状況及び対象工事付近における手持工事の有無
- (3) 対象工事の工事場所と入札者の事業所との関連
- (4) 対象工事に係る手持資材の状況
- (5) 対象工事の資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 対象工事に係る手持機械の状況
- (7) 対象工事に係る労務者の具体的供給見通し
- (8) 下請負契約予定者及び下請負予定金額
- (9) 過去に施工した公共工事名等及び工事实績
- (10) 対象工事に係る建設副産物の抛出地
- (11) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請負代金の支払遅延状況等）
- (12) その他必要な事項

2 前項に規定する関係書類の提出については、別表第1に掲げるところによる。

3 対象工事の入札者は、調査に応じなければならない。

4 前項の場合において、当該入札者が調査に応じないときは、落札者とししない。

(調査の結果)

第9条 総務部契約課長は、前条の規定により調査した結果を様式第16号により記載し、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条の規定により算出された数値が最も高く、調査基準価格を下回って入札した者（以下「落札候補者」という。）が当該契約の内容を履行できると判断したとき、または、当該契約の内容を履行できないおそれがあると判断したときは、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）へ報告し、その意見を求めるものとする。ただし、特別簡易型対象工事の場合は、特別簡易型低入札調査委員会（以下「特別委員会」という。）へ報告し、その意見を求めるものとする。

(委員会の設置等)

第10条 委員会は、委員長及び委員6人で組織する。

2 委員長は、都市整備部を担当する副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 財務部長
- (2) 総務部長
- (3) 都市整備部長
- (4) 土木建設部長
- (5) 建築部長
- (6) 上下水道局長

(特別委員会の設置等)

第11条 特別委員会は、委員長及び委員2人で組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部契約課長
- (2) 工事発注担当課長

4 次条以降の規定は、特別委員会について準用する。この場合において、次条以降「委員会」とあるのは、「特別委員会」と読み替えるものとする。

(委員長の職務)

第12条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開くことができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(会議の結果)

第14条 委員長は、会議の結果を市長へ報告するものとする。

(事務局)

第15条 委員会の事務局は、総務部契約課に置く。

(落札候補者の履行の可否)

第16条 総務部契約課長は、落札候補者が当該契約の内容に適合した履行ができると委員会が判断した場合は、速やかに、落札候補者の契約内容に適合した履行ができると認められることを決定する。

2 総務部契約課長は、落札候補者が当該契約の内容に適合した履行ができないと委員会が判断した場合は、速やかに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条の規定により算出された数値が最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札候補者として決定する。

3 次順位者が調査基準価格を下回る入札者であるときは、第8条、第9条及び本条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「落札候補者」とあるのは、「岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条の規定により算出された数値が最も高い者の次の順位の岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条の規定により算出された数値が最も高く、調査基準価格を下回って入札した者」と読み替えるものとする。

(落札候補者の履行の可否報告)

第17条 総務部契約課長は、前条の規定により落札候補者の履行の可否を決定したときは、様式第17号により土木建設部事業推進課長へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する競争入札から適用する。ただし、設計金額1億5千万円以上のものについては、5月中に公告又は指名通知する分から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に公告する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に公告する競争入札について適用する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日までに完成する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に公告する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 5 日から施行し、同日以降に公告する競争入札について適用する。ただし、平成 31 年 9 月 30 日までに完成する建設工事については、なお従前の例による。